

改正概要説明書

国名：ニュージーランド

法令名：商標法

改正情報：2017年12月16日版

改正概要：

1. Geographical Indications (Wine and Spirits) Registration Act 2006(2017年7月27日施行)に伴う改正。これにより、ニュージーランド産ワイン及びスピリッツの地理的表示が法的に保護され、登録されることとなった。(第5条, 第11条, 第20条, 第60A条, 第98A条)
2. Electronic Interactions Reform Act 2017(2017年12月15日許諾)に伴う改正。電子メールによる通知に関して明確化された。(第139A条, 第139B条, 第155B条, 第155C条, 第197条)
3. New Zealand Business Number Act 2016(2016年4月15日許諾)に伴う改正。ニュージーランド事業所番号登録簿と商標登録簿との事業所情報を整合させることとなった。(第78A条, 第199条)

改正内容：

・第5条

地理的表示に係る解釈が変更された。

・第11条

(ab)は新設項である。

・第20条

地理的表示を含む商標の登録に関して明確化された。

・第60A条, 第78A条, 第98A条

新設条文である。

・第139A条, 第139B条, 第155B条, 第155C条, 第197条

メール送信に関して明確化された。

・第199条

(ga)は新設項である。